

新居浜市・別子山村合併協議会

第 2 回 会 議 録

平成 1 4 年 5 月 1 3 日 (月) 1 0 時
新居浜市庁舎 6 階 議員全員協議会

新居浜市・別子山村合併協議会

第2回新居浜市・別子山村合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成14年5月13日(月)					
招 集 の 場 所	新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年5月13日 午前10時					
議 長	佐々木 龍					
議事録署名委員	伊藤 萬木家			和田 一夫		
出席並びに 欠席委員 出席25名 欠席3名 凡例 出席 ×欠席	委員氏名	出欠等	委員氏名	出欠等		
	会 長	佐々木 龍		委 員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委 員	世良 賢克	
	委 員	片上 孝光		委 員	山口 正一	
	委 員	飛鷹 榮太郎		委 員	近藤 茂光	
	委 員	山本 健十郎		委 員	水野 豊	
	委 員	二ノ宮 定		委 員	渡部 綏彦	
	委 員	近藤 司		委 員	佐々木 義實	×
	委 員	和田 一夫		委 員	酒井 富美子	
	委 員	伊藤 萬木家		委 員	青野 正	×
	委 員	堀田 正忠		委 員	福田 正広	
	委 員	藤田 統惟		委 員	仲村 悦子	
	委 員	神野 幸雄		委 員	筒井 衛	×
	委 員	石川 尚志		委 員	鈴木 暉三弘	
委 員	井上 清美		委 員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算		事務局員	和田 仲吉	
	事務局次長	石田 敬司		事務局員	石井 公博	
	事務局員	寺村 伸治				
傍 聴 人	7名					
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第2回会議次第

日 時：平成14年5月13日（月）10時から12時

場 所：新居浜市庁舎6階全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 市町村の合併の方法及び合併協議会における協議事項についての説明

5 議題

(1) 協議

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 財産及び公の施設の取扱いについて

協議第3号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第4号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第5号 条例、規則等の取扱いについて

協議第6号 組織及び機構の取扱いについて

協議第7号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第8号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

(2) その他

次回会議の開催日時について

6 閉 会

第2回 新居浜市・別子山村合併協議会会議録

- 事務局 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、ただいまから第2回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。
本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは、開会にあたりまして、新居浜市・別子山村合併協議会佐々木会長にご挨拶をいただきたいと思います。
佐々木会長よろしくお祈いします。
- 会長 おはようございます。
本日は新居浜市・別子山村合併協議会第2回の会議をご案内申し上げましたところ、委員のみなさまには大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。
前回の第1回目の会議におきまして、協議書、あるいは規約、予算などこれからの合併協議の基本的な方針を確認頂きました。
本日から具体的な合併協議に入って参るわけですが、委員のみなさま方の活発なご意見・ご審議を心からお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
- 事務局 どうもありがとうございました。
それではただいまから議事に入りたいと思います。これからの議事進行は佐々木会長にお願いをいたします。会長よろしくお祈いいたします。
- 会長 それでは、さっそくですが議事にはいらさせていただきます。
会議次第の3．会議録署名委員の指名についてですが、会議録の署名委員さんを2名選任させていただけたらと思います。
私の方から指名をさせていただけたらと思いますが、ご異議ございませんか。
- 委員 (「異議なし」の声)
- 会長 それでは私の方から指名をさせていただきます。
新居浜市 伊藤萬木家委員、 別子山村 ^{わだ かずお} 和田一夫委員さんに議事

録署名委員をお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは次に会議次第 4 市町村の合併の手續及び合併協議会における協議事項についてはいります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは失礼します。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

市町村の合併の手續及び合併協議会における協議事項についてご説明申し上げます。

第 1 回の協議会では規約や規程関係の協議でございましたが、今回からは具体的な協定項目についての協議となりますため、協議にはいります前に市町村の合併の手續の概要と合併協議会における合併協議事項についてご説明申し上げます。

お手元の参考資料 1 ページをお開きください。

1 ページには、合併の手續について記載いたしておりますが、合併協議会の設置、関係市町村による知事への申請、知事による決定、総務大臣への届出及び告示等という大きな 4 つに項目に関する手續が必要となっております。

具体的な手續の概要につきましては 2 ページをご覧ください。

合併に関する事前協議は今年 1 月から 3 月に、また合併協議会の設置につきましては、すでに 4 月 1 日に設置済みです。

真ん中より少し上の太線の枠内でございますが、協議会が行う事務について記載いたしております。協議会では、第 1 回の協議会の規約の説明でもございましたように合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行います。

次に、合併に係る協議が整った後、両市村の議会の合併の議決を経て、知事への合併申請書を作成いたしまして知事への申請を行います。

次に、知事は、両市村による申請に基づき、県議会の議決を経まして、知事の決定を行います。

次に、知事は合併を定めた時は、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。総務大臣は、この届出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともにこれを国の関係行政機関の長に通知します。

市町村の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じることとなっております。

なお、市町村議会での合併議案の議決から総務大臣の告示まで約半年は必要であるとされています。

次に合併協議会における協議事項についてご説明申し上げます。

参考資料の 3 ページをお開きください。

協議事項といたしまして大きく分けて表中にございます から まで

の項目がございます。

まず、 の合併協定項目 1 の基本的協議事項として合併の方式、期日、新市の名称、新市事務所の位置、財産及び公の施設の取扱いがございます。ただし、編入合併の場合は 3 の新市の名称、 4 の新市の事務所の位置につきましては、必要ないとされております。

次に合併協定項目 合併特例法に規定されている特例を適用するかどうかを協議しなければならない事項として地域審議会の設置、議会の議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の任期等の取扱い、地方税の取扱い、一般職の職員の身分の取扱いがございます。

この中の地域審議会は、合併市町村の施策全般に関し、住民の意見を反映していくことができるよう創設された審議会でございます。

次に の合併協定項目 3 としてその他必要な協議事項として

- 1 1 特別職の職員の身分の取扱い
- 1 2 条例、規則等の取扱い
- 1 3 組織及び機構の取扱い
- 1 4 一部事務組合の取扱い
- 1 5 使用料、手数料等の取扱い
- 1 6 公共的団体等の取扱い
- 1 7 事業費補助金等の取扱い
- 1 8 町・字の区域及び名称の取扱い
- 1 9 国民健康保険事業の取扱い
- 2 0 消防団の取扱い
- 2 1 慣行の取扱い
- 2 2 各種事業の取扱い
- 2 3 その他必要と認められる事項がございます。

その中で 2 2 の各種事業の取扱いにつきましては、さらに各課で取り扱っております業務で協定が必要な事項につきまして定めますので、現在、両市村で調整をいたしておりますが、数多くの項目あると考えられます。

最後に の市町村建設計画がございます。

この市町村建設計画は、合併市町村の将来に関するビジョンであり、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

その計画の中で、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業、合併市町村の財政計画などについて定めることとなっております。

次に具体的協定項目の説明につきましては、参考資料の 4 ページから 1 1 ページに記載いたしておりますが、本日の協議項目は、 8 項目ございますが、後ほどその都度ご説明申し上げます。

参考資料の 1 2 ページには、資料 3 として新設合併と編入合併の

比較ということで合併の方式の新設合併と編入合併ではどのように取扱いが違ってくるのかを比較いたしております。12ページにつきましても後ほど協議第1号の合併の方式でご説明申し上げます。

13ページ以降には市町村の合併の特例に関する法律を掲載いたしておりますので参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

報道の方にご説明申し上げます。

カメラの撮影は一番後ろの委員席の後ろからお願いいたします。

会 長 ただいま、事務局から市町村の合併の方式及び合併協議会における協議事項についての説明がございましたが、何かご質問はございませんか。なお、ご発言の際は、会議録作成の都合もございますのでお名前をいってからご発言をしていただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

会 長 はい、よろしいですか。
それでは、協議第1号 合併の方式を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第1号 合併の方式についてご説明申し上げます前に、本日の協議の進め方等について少し説明をさせていただきます。

本日の議題からは協定事項に関するものは議案第何号でなく協議第何号と表現させていただいております。

また、議決という表現につきましても協議会は議決機関ではないという会の性質上、協議が整ったものを議決ではなく、確認という言葉を使わせていただきたいと思います。

次に、確認の方法につきましては、協議第1号の合併の方式は協議事項の基本となるものがございますので、合併の方式につきましては、本日提案し、本日確認をいただきたいと思います。

協議第2号以下の他の項目につきましては、提案いたしました項目に対しまして、ご協議をいただきまして、皆様のご異議が全くなければ、本日確認をいただき、まだ、検討が必要ということであれば、次回の会まで検討していただき、次回以降、協議が整えば確認とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、協議第1号 合併の方式についてご説明申し上げます。

会議資料1ページをお開きください。

合併の方式についてでございますが、宇摩郡別子山村を廃止し、その区域を新居浜市に編入するものとする。ということを提案いたしておりますが、参考資料の４ページの（１）合併の方式をご覧ください。

合併の方式は新設合併と編入合併の２つの方式があり、どちらの方式によるのか協議が必要です。

新設合併は簡単に申し上げますと、Ａ市とＢ町が合併して新たな市Ｃ市を設置するような場合が該当し、合併前の市町村Ａ市とＢ町の法人格は消滅し、新たに置かれる市町村Ｃ市の法人格の発生が伴います。

これに対し、提案いたしております編入合併は、Ｄ町を廃止し、その区域をＥ市に編入する場合はこれに該当します。

編入合併の場合には、編入する市町村Ｅ市の法人格はなんら影響を受けず、編入される市町村Ｄ町は法人格が消滅します。

今回の提案はこの編入合併方式です。

具体的な新設合併と編入合併の比較を参考資料の１２ページに掲載しておりますのでお開きください。

定義及び法人格につきましては先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

合併市町村の名称は、新設合併の場合、新たに定めることとなります。

編入合併の場合、編入する市町村名称とすることが多いですが新たに定めることもできます。

事務所の位置は新設合併の場合、新たに定めることとなりますが、編入合併の場合は、通常は編入市町村の事務所の位置となります。

市町村の長についてですが、新設合併の場合、関係市町村長は合併と同時に失職し、選挙を行うこととなります。

編入合併では、編入する市町村（新居浜市）の長は変わらず、編入される市町村（別子山村）の長は失職します。

次に、議会の議員についてですが、その定数・任期については、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置では、取扱いに違いが出てまいります。

上段に原則、下段に特例を記載いたしております。

まず、原則についてですが、新設合併の場合、地方自治法による原則では、合併時点で議員はすべて（つまり新居浜市、別子山村の議員全員が）失職し、５０日以内に合併市町村の法定数による設置選挙を行うこととなります。

編入合併の場合、編入する市町村（新居浜市）の議会の議員は在任し、編入される市町村（別子山村）の議員は失職します。

次に、新設合併で特例を採用する場合、次のいずれかによることができます。

いわゆる定数特例を採用する場合、新設合併の特例の ですが、設置選挙においては新設合併の特例定数（地方自治法に定める法定数の2倍の範囲内の定数）で、合併後50日以内に設置選挙を行うか、いわゆる在任特例を採用する場合には、新設合併では特例の ですが、市町村の議員全員（つまり新居浜市、別子山村の議員全員）が合併後2年を超えない範囲内で在任することができることになっております。

次に、編入合併で特例を採用する場合は次のいずれかになります。

編入合併の特例の いわゆる定数特例といわれるものですが、編入される市町村ごとに選挙区を設け、この場合は別子山村に選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うこととなります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。

さらに、これに続く一般選挙においてもこの特例定数をとることもできます。

次に編入合併の いわゆる在任特例といわれるものですが、編入される市町村の議会の議員（別子山村の議員）は、編入する市町村の議会（新居浜市）の議員の残任期間だけ在任することができます。

また、この場合、さらに最初の一般選挙においては、編入合併の特例定数を採用することができます。

農業委員会の委員の任期等も、原則と合併特例法の特例で取扱いに違いがございます。

新設合併の場合、原則では委員はすべて失職します。

特例を採用すると、10から80の範囲で定めた数を合併後1年を超えない範囲で在任させることができます。

編入合併の場合は、原則では、編入する市町村（新居浜市）の委員はそのまま在任し、編入される市町村（別子山村）の委員はすべて失職します。

特例を採用すると編入をする市町村の委員の定数の上に40人を超えない範囲で編入する市町村（新居浜市）の委員の在任期間、在任することができます。

次に特別職の職員についても長と同様に新設合併では全員失職し、新たに選任することとなります。

編入合併では、編入する市町村の特別職は変わらず、編入される市町村の特別職は失職します。

条例、規則につきましては、新設合併では、合併関係市町村の条例

規則はすべて失効することとなり、新たに制定することが必要です。編入合併では編入する市町村の条例規則を適用することとなります。

なお、合併に伴い必要な改正は行うこととなります。

このように新設合併と編入合併では合併特例法の特例措置により取扱いに違いがございますが、今回の協議第1号の提案は、これまでの両市村や両議会、合併協議会設立準備会などの合併に関する経緯などから編入合併の方式で提案いたしましたものです。

以上です。

会 長 ただ今、協議第1号合併の方式について事務局から説明がありました
が、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見
をお願いします。

委員(新居浜市) 今のご説明がありました
が、ちょっと詳しく例を挙げて説明して
もらいたいと思います。それと
言うのは、議会の議員の問題
ですが、その件について
もう少し例を挙げて詳しく
説明をしてもらったら
と思います。

事 務 局 編入合併ですね。
まず、定数特例について申し上げます。
編入された旧市町村の区域で選挙区をもうけて、増加することが最初の選挙までできると言うことで、仮に、新居浜市の方は、人数は変わりません。別子山村の方は、別子山村の増加定数というのがありまして、1人でございます。これは、ちゃんとした計算方式がありまして、別子山村の増加定数は1となっておりますが、これを1回、編入先の残任期間だけ出来ると、これが定数特例です。これが原則でございます。
次に、在任特例というのがありまして、仮に新居浜市の議員さんが34人ですが、別子山村が8人となっておりますが、編入先の残任期間、新居浜市の残任期間ですね、その合計34 + 8 = 42人が在任できると言うことで、次からは新居浜市の条例定数で選挙を行うと言うことです。
そして、もう一つが定数特例が2回できるというのがあります。
新居浜市の定数34 + 増加定数1 が編入先の残任期間で35人で、まず増加定数1の選挙を行いまして、そのあともう一回だけ新居浜市の条例定数15年の1月から条例定数が新居浜市の場合地方自治法で改正されて新居浜市は条例定数30という数字がでてきますが、その場合だと31人、2回定数特例が出来ると言うことになっております。
それと、在任特例と定数特例のプラスしたものがもう一つのパターンとしてあります。
ですから、34 + 8人 これが在任特例で、編入先新居浜市の残任期間だけやっておいて、もう一回定数特例 30人と増加定数1を一般選

挙で選出するという。特例のパターンとしてはこの4つがございます。
これは、合併の期日によっていろいろと変わってくるわけですが、この4パターンがあるかと思えます。

会 長 今、基本的な説明であって、どのパターンかを今日、議論するわけではありませんので。

委員(新居浜市) 例を挙げた場合にどうなるのかだけを聞いただけです。

事 務 局 これにつきましては、次回提案になるとおもいますが、詳しい具体的な数字を、期日も入ったもので、期日は今回提案しておりませんが、次提案いたしたいと考えておりますのでそこで、具体的な資料はお渡しいたします。その場でまた、ご協議いただきたいと思います。

委員(新居浜市) 了解

会 長 他にご意見・ご質問ございませんか？

委 員 (「なし」の声)

委員(新居浜市) この合併で、私たち新居浜市議会側は定数の問題についてはそう、敏感に、神経質になる必要はないかとおもいますが、別子山の村議の存在というものが一番気になるわけで、やはり村議員みなさんのお気持ちを十分我々も理解しないと、こうゆう協議の場合ですから、はれ物にさわるようなんじゃないで、言うべきことは言ってもらって、私たちもまだまだ理解していかなければならないことが多々あるとおもいますので、その辺の運営についてのご配慮をいただきたいと思います。協議の場で問題があれば、休憩にさせてもらって、雑談形式でも意見をおっしゃってもらって、我々も判断の参考にさせて頂ければありがたいと思いません。扱い方の問題ですね。

会 長 編入合併・新設編入とございまして、編入合併の原則でいく場合と特例でいく場合で違いがありまして、どちらでという話を今日逆にしてないということでのお話だろうと思えます。
そういう話をしてからということですね。

委員(新居浜市) 十分勉強されているかとは思いますが、まだまだ、定数の問題については、別子山村の皆さんからその考え方についてご意見もあるのかなとおもいまして、もしあるのであれば、今日でなくても決まった段階で、踏み込んだご意見をいただいたらいいのではないかと考えているわけ

す。

その点の気遣いだけは是非お願いしておきたいと思います。

会 長 この後、合併の方式を決定するわけですが、その方式の中で別子山村の次回までに、議員の方との話、あるいは村民の皆さんの気持ちをよく汲み取ったような提案をしていくようにしていくということによろしいでしょうか？

委 員 (「はい」の声)

会 長 わかりました。それでは協議第1号につきましては、確認をいただきたいと思いますが、合併の方式につきましては、提案のとおり編入合併ということとによろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございました。

異議がございませんので、協議第1号につきましては、ご確認をいただいたものとさせていただきます。

次に、協議第2号 財産及び公の施設の取扱いについてを議題といたします。

これからの協議事項はにつきましては、今、確認いただきましたように編入合併を前提ということでご了承をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第2号 財産及び公の施設の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の2ページをお開きください。

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

これについての説明を申し上げますが、参考資料の5ページ(5)財産及び公の施設の取扱いについてをご覧ください。

合併に際し、財産処分を必要とするときは、協議して定める必要がございます。原則的には、合併関係市町村がもっていた財産は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することとなります。財産処分に係る協議については、両議会の議決が必要となります。

このようなことから、別子山村がもっていた財産は、すべて新居浜市が引き継ぐこととし、公の施設についても、新居浜市の公の施設として設置することと提案いたしております。

なお、市町村の財産には公有財産、例えば不動産や動産、また物品債権基金などがございます。

なお、別子山村の公の施設は、本日配布いたしました参考資料の2 - 1に、土地及び建物の調整方針は参考資料の2 - 2に、その他の出資金等につきましては、参考資料の2 - 3に、基金の調整方針につきましては、参考資料の2 - 4に掲載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から協議第2号財産及び公の施設の取扱いについて説明がありましたが、細かいご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委 員 (「なし」の声)

会 長 よろしいでしょうか。

特にご異議もないようですので協議第2号につきましては、本日確認とさせていただきますよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございました。それでは本日協議第2号につきましては、確認させていただきました。

次に、協議第3号 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第3号 一般職の職員の身分の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の3ページをお開きください。

- 1 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

これにつきましては、参考資料の6ページの(10)一般職の職員の身分に関する取扱いをご覧ください。

市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員は、当該市町村の法人格が消滅してしまうため、法律的には失職して

しまうこととなります。このような不合理的を避けるため、合併特例法においては、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています。

編入合併の場合は編入される別子山村の職員について、編入する新居浜市の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、均衡を図るように協議が必要とされておりまして、本日、協議第3号のような提案とさせていただきます。

なお、一般職の職員の人事上の取扱いなどの基本的な調整方針は、本日配布いたしました参考資料3にございますのでお目通しをお願いいたします。

参考資料3には、協議第3号および4号関係（一般職の職員および特別職の職員）を掲載いたしております。

まことに申し訳ございませんが、参考資料3の1ページのところをご覧ください。2カ所ほど訂正をお願いしたいと思います。

職員の給与の欄の別子山村の給料 行政職給料表 7級制 17人 単労職給料表 1級制 2人 計9人になっておりますが、19人の間違いでございますので、訂正お願いいたします。

その下の別子山村の期末勤勉手当の支給日 12月15日になっておりますが、申し訳ございません。12月10日の間違いでございますので訂正お願いいたします。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、協議第3号 一般職の職員の身分の取扱いについて事務局から説明がりましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委員(新居浜市) 　　今の問題ですが、一番上の職員の給料、これは職員については基本的に一番大事な問題ですが、このなかで、期末勤勉手当職階級が新居浜が10級まで決めています、別子山村さんが最高で7級と基準の設定になってますが、今後合併する場合にはどのようになるのですか。

事 務 局 　　具体的に新居浜市の場合は、委員（新居浜市）さんのおっしゃったように新居浜市は10級制で、別子山村さんは7級制でございますがこれにつきましては、別子山村の組織機構とも関係いたしますので、いまから具体的に19人の職員さんがおられますが、この方の経験年数とか、これまでの給料の経過等を勘案いたしまして、人事当局が調節することとなっております。まだ具体的には決まっておりません。

委員(新居浜市) 　　今後考えるということですね。

事務局 はい、組織機構とも絡みますので、それを調整いたしまして行います。

委員(新居浜市) 了解！

会長 他にございませんか？

委員 (「なしの声」)

会長 それでは、他にございませんようですので協議第3号につきましては、確認させていただいてよろしいでしょうか？

委員 (「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。

次に協議第4号 特別職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 協議第4号 特別職の職員の身分の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の4ページをお開きください。

特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、別子山村の常勤の特別職の職員(村長、助役及び教育長)の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする提案させていただいております。

これについての説明を申し上げます。今度は参考資料の7ページ(11)特別職の職員の身分の取扱いについてのイをご覧ください。

先程も若干比較のところでも申し上げましたが、繰り返しになりますが、ご説明させていただきます。

編入合併の場合、編入する市町村の特別職の職員 新居浜市の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村の特別職の職員別子山村の特別職の職員は全員失職することとなります。しかしながら、合併後の事務推進に支障が生じる可能性もあることから、両市村の長が別に協議して定めるといった提案といたしております。

特別職の調整方針につきましても本日配布いたしました参考資料3に一般職といっしょに掲載いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、協議第4号 特別職の職員の身分の取扱いについて事務局から説明がございました、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

伊藤委員 　　少しタイミングがずれた点もありますが、いろいろ提案してもらっているものについてはある意味では、一方的な提案ですよ。実際事務的には調整はされているのでしょうか？基本的な調整は？それで、されているのでしょうか。

事 務 局 　　はい、しています。提案までの経過は幹事会で協議をしたものを提案しているものです。助役以下で。

会 長 　　議事を進めたいと思います。
ご質問・ご意見ございませんか

委 員 　　（「なし」の声）

会 長 　　特にご異議もないようですので協議第4号につきましては、本日確認とさせていただきますよろしいでしょうか。

委 員 　　（「異議なし」の声）

会 長 　　ありがとうございました。
次に、協議第5号 条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　　協議第5号 条例、規則等の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の5ページをお開きください。
新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、
1 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする、と提案させていただいております。

これにつきましては参考資料の7ページの（12）条例、規則等の取扱いのイの編入合併の場合をご覧ください。

編入合併の場合、編入される市町村つまり別子山村の条例、規則等は失効し、編入する市町村つまり新居浜市の条例、規則等が適用されることとなります。

ただし、あらかじめ合併協議会の場で地方税の不均一課税の取扱い等について協議していた場合には、編入する市町村新居浜市の条例、規則等についても、一部改正を行う必要が生じることがあります。

そこには、記載しておりませんが、また、公の施設の設置条例など、別子山村にしかない条例については、原則として引き続き現行の例により条例整備が必要ですし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理が必要です。

このようなことから、協議第5号の提案とさせていただきます。

以上でございます。

会 長 ただ今、協議第5号 条例、規則等の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

委員(新居浜市) 今ご説明されました場合、一段落ちて具体的に申し上げますと、税法の地方税法の問題ですが、この場合は条例規則等でうんぬんというお話がございましたが、その現状からいきますと、かなり不均衡に 別子山村さんには不均衡にならざるを得ないと思うのですが、この点は具体的に言いますと、どのような新居浜市としては基本的にお考えですか。

事 務 局 現在、私どもの税務関係者と、別子山村の税担当が協議いたしております。また、不均一課税については結論、調整方針が至っておりませんので次回以降の会議で提案いたしたいと思えます。

一部やはり差がございますので不均一についても慎重に検討いたしておる状況でございます。

委員(新居浜市) 今の、だいたいおおまかなことを言ったんですが、特に、問題なのは固定資産税の場合でございますが、評価の点で大変差が生じるのではないかと思うのですがその点、再考をお願いしたいと思います。

事 務 局 再考というのは・・・

委員(新居浜市) 高低の差です。
基準値の問題がでるから、評価額が全然ちがってくる。
固定資産税の場合でも。
具体的に何段もおろした場合、具体的に質問した場合こまるので大まかに質問しているのです。そのような点も今後考慮していただいて、や

はり合併して良かったというような気持ちを持っていただきたいと新居浜市としては思っているのです。

会 長 具体的な協議はどうなるのですか。

事 務 局 固定資産につきましては基準がございますので、特に問題がある場合市町村民税関係とかで、固定資産の方は特にはないと思います。評価基準は一緒ですので、実売で標準値の単価等を決めていると聞いておりますので、固定資産の方は評価基準の見直しなどはございますが、評価基準という細かい取り扱いの見直しはあるかとは思いますが、主になるのが市町村民税関係の方が調整すると思います。

委員(新居浜市) 今、ご説明があったのですが、評価基準表によれば全国統一なので問題ないと思いますが、やはり固定資産が路線価方式でされるので、地形そのままがかなり高低がありますので路線価方式の場合の取り扱いをいかに標準点、地点を考えておられるのか、この点をやはり別子山村さんは僻地なので特にお考えおいて進めていただいたら均衡がとれるのではないのでしょうか。

念を入れたお話です。

事 務 局 はいわかりました。

会 長 それぞれの両市町村職員で協議をしながらすすめて参りますので。条例の変更について別子山村が変わってくると言うこともあるのですが、そのあたりは別子山村の議員さん、基本的な考えは委員(別子山村)さんいかがですか。

委員(別子山村) 一部には覚悟しておりますが、今、いろいろと私どもを心配していただいて暖かくしていただいていること、法の許される範囲でお認めをいただいて先ほどどなたかがおっしゃったように、我々も合併先を新居浜さんを選んで間違いなかった、良かったなと結果が得られるように、今からのいろんな問題の細かい審議に当たっても、ここで、認定の場でああだこうだなしに、うちの職員もいろんな事情を長年してきてくれて、いろいろと打ち合わせ、議論してここへでてくると思いますので、十分私どもや住民の気持ちを汲んで協議いたしていただけると信頼しておりますので、よろしくおねがいします。

会 長 他にございませんか

委員(新居浜市) 条例・規則ですがほとんど地方自治体ですから同じようなものが多い

と思いますが、先ほどの別子山にしかないような条例・規則ですね、これには全部のっているのですが、この分だけないのですが、そういう別子山さんだけの独特な条例・規則はどのようなものがありますか。

事務局 今日お配りしました、一番表にございますね、公な施設が代表的な例でございます。これは、別子山村独自の公の施設がございまして、これは新居浜市の条例にはございませんので、引き続いてこれを設置条例を私どもで設けなければならないという、基本的には新居浜市の条例はそのまま生きて別子山村が失効ということになります。

これが、一番代表的な例です。

委員(新居浜市) わかりました。

会長 他にございませんか

委員 (「なし」の声)

会長 特にご異議もないようですので協議第5号につきましては、本日確認とさせていただきますよろしいでしょうか。

委員 (「はい」の声)

会長 ありがとうございます。

協議第5号につきましては、確認させていただきます。

時間がきましたので、暫時休憩をとってよろしいでしょうか。

委員 (「はい」の声)

会長 11時から再開です。

<休憩>

会長 次に、協議第6号 組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 協議第6号 組織及び機構の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の6ページをお開きください。

- 1 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする
- 2 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- 3 別子山村に置かれている付属機関等は、原則として新居浜市に統合するものとする。

なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする

これにつきましては、参考資料の8ページ(13)組織及び機構の取扱い イ 編入合併の場合をご覧ください。

編入合併の場合、編入される市町村(別子山村)の組織、機構は消滅し、編入する市町村(新居浜市)がその事務を引き継ぐことになるため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要があります。

また、支所又は出張所を設ける場合には、条例でその位置、名称及び所管区域を定めなければなりません、合併関係市町村間(両市村)であらかじめ協議し、所要の手続を進める必要があります。

今回の提案 1及び2につきましては、現在の村役場を当面支所として存続させ、段階的に、再編、見直しを行うという基本方針を定めたものであり、具体的な組織機構につきましては、今後合併までに、調整することといたしております。

また、両市村に共通の付属機関等については、新居浜市に統合することとし、別子山村にしかない付属機関については、実態を考慮して条例等の整備をすることといたしております。

なお、現行の組織図及び別子山村が設置している付属機関等の調整方針の一覧につきましては本日本配布いたしました参考資料の6-1、6-2、6-3でございますのでお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ただ今、協議第6号 組織及び機構の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問ございませんでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

会 長 それでは、協議第6号につきましては、本日確認とさせていただきますよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございました。

次に、協議第7号 一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

協議第7号 一部事務組合等の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の7ページをお開きください。

別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

これにつきましては参考資料の8ページ(14)一部事務組合等の取扱いをご覧ください。

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。

現在、両市村が加入している一部事務組合等の状況につきましては、本日配布いたしました参考資料7にございますが、一部事務組合等につきましては、別子山村が編入合併されることで法人格を失うため、別子山村は自動的に一部事務組合から脱退ということになりますため、こういった提案となっております。

以上でございます。

会長

ただ今、協議第7号 一部事務組合等の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

委員

(「なし」の声)

会長

特にご異議もないようですので協議第7号につきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

会長

確認させていただきます。

次に、協議第8号 町・字の区域及び名称の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

協議第8号 町・字の区域及び名称の取扱いについてご説明申し上げます。

- 1 町・字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。
といたしております。

これにつきましては、参考資料の9ページ(18)町・字の区域及び名称の取扱いをご覧ください。

市町村の区域内の町・字の区域の設定若しくは廃止又は町・字の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要となっており、合併の際に、これを行おうとする場合は、あらかじめ協議が必要となっております。

なお、町又は字の名称については、合併市町村内において重複がないように配慮する必要があります。

今回の提案は両市村につきましては、同一の町名や字名がないことから、名称変更は別子山村を別子山に変更しようとするものです。

以上です。

会 長 ただ今、協議第8号 町・字の区域及び名称の取扱いについて事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

委 員 (「なし」の声)

会 長 それでは協議第8号につきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございました。

それでは、協議第8号につきまして確認をさせていただきました。

つづきまして、会議次第その他の次回会議の開催日時についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 第3回の協議会は6月3日(月)13時から新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室で開催いたしたいと思います。

次回協議会では、調整のつきました協定項目について提案いたしますとともに、本日の確認にいたりませんでした項目につきまして確認いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

準備ができ次第、委員さんに事前に会議資料をお届けいたしたいと考えております。

以上でございます。

会 長 はい、ただいま説明がありましたが、次回会議の開催日時につきましては、6月3日(月)13時から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということですが、皆さん、よろしいでしょうか。

委 員 (「はい」の声)

会 長 ありがとうございます

それでは、次回は6月3日(月)13時から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということで、委員の皆様は、たいへんお忙しいとは存じますが、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。皆さん、長時間にわたって大変ご苦労様でございました。

ありがとうございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員